

教 育 民 生 委 員 会 記 録

開 会 年 月 日	平成 26 年 1 月 23 日
開 会 時 刻	午前 10 時 49 分
閉 会 時 刻	午前 11 時 09 分
出 席 委 員 名	◎中山裕司 ○世古明 楠木宏彦 鈴木豊司
	吉井詩子 岡田善行 福井輝夫 藤原清史
	西山則夫
	世古口新吾 議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	楠木宏彦 鈴木豊司
担 当 書 記	中川浩良
審 議 議 案	議案第 1 号 平成 25 年度伊勢市病院事業会計補正予算(第 4 号)
	議案第 2 号 伊勢市立公民館条例等の一部改正についてのうち 教育民生委員会関係分
説 明 員	病院事業管理者 病院事務部長 病院事務部参事
	病院総務課副参事 医療事務課長 経営企画室長 新病院建設推進課長
	健康福祉部長 健康福祉部次長 生活支援課長 健康課長 長寿課長
	環境生活部長 環境課長 清掃課長 教育長 教育部長 教育次長
	文化振興課長 生涯学習・スポーツ課長 二見総合支所長
	小俣総合支所長 情報戦略局長 行政経営課長 行政経営課副参事
	ほか関係参与

審査結果並びに経過

中山委員長開会を宣言し、会議録署名者に楠木委員、鈴木委員を指名した。

「議案第1号 平成25年度伊勢市病院事業会計補正予算（第4号）」及び「議案第2号 伊勢市公民館条例等の一部改正について」のうち教育民生委員会関係分の2件を順次議題とし、「議案第1号」については全会一致をもって、「議案第2号」については、賛成多数をもって可決すべしと決定した。

また、委員長報告文については、正副委員長に一任することと決定し、委員会を閉会した。

開会 午前10時49分

◎中山裕司委員長

それではただいまから教育民生委員会を開会をいたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において指名いたします。

楠木委員、鈴木委員の御両名をお願いいたします。

本日御審査いただきます案件は、休憩前の本会議におきまして、教育民生委員会に審査付託を受けました「議案第1号 平成25年度伊勢市病院事業会計補正予算（第4号）」、「議案第2号 伊勢市公民館条例等の一部改正について」のうち教育民生委員会関係分、以上2件であります。

お諮りをいたします。

審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【議案第1号 平成25年度伊勢市病院事業会計補正予算（第4号）】

◎中山裕司委員長

それでは、「議案第1号 平成25年度伊勢市病院事業会計補正予算（第4号）」を御審査願います。

補正予算書1ページをお開きください。

本件につきましては一括審査といたしますが、御発言はございませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

一つだけ質問をしたいんですけれども、奨学生の勧誘については、非常に努力していただいたということで敬意を表したいと思っておりますけれども、具体的な、奨学生の人数について、当初予想と現在の確保数を教えていただきたいと思います。

◎中山裕司委員長

室長。

●佐々木経営企画室長

25年の当初予想につきましては、大学1年生が1名、大学3年生1名を見込んでおりました。補正で最終的にですね、大学1年生が2名、大学3年生が1名、大学5年生が2名、大学6年生が2名ということで、計7名ということになっております。以上でございます。

◎中山裕司委員長

ほかに御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御発言もないようでございますので以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、ないようでございますので以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第1号 平成25年度伊勢市病院事業会計補正予算（第4号）」につきまして、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい。御異議なしと認めます。
そのように決定をいたしました。

【議案第2号 伊勢市立公民館条例の一部改正についてのうち教育民生委員会関係分】

◎中山裕司委員長

次に、条例等議案書1ページをお開きください。

「議案第2号 伊勢市立公民館条例等の一部改正について」のうち教育民生委員会関係分を御審査願います。

当委員会に関係する条例は、2ページの第1条「伊勢市立公民館条例」、第2条「伊勢市立公民館使用料徴収条例」、3ページの第3条「伊勢市立図書館条例」、4ページの第4条「伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例」、第5条「伊勢河崎商人館条例」、第6条「尾崎罌堂記念館条例」、5ページの第7条「山田奉行所記念館条例」、第8条「伊勢市生涯学習センター条例」、7ページの第9条「伊勢市学習等供用施設条例」、第10条「伊勢市観光文化会館条例」、9ページの第11条「伊勢市観光文化会館駐車場条例」、第12条「伊勢市体育施設条例」、14ページの第13条「伊勢市御菌B&G海洋センター条例」、第14条「伊勢市立学校施設の開放に関する条例」、15ページの第15条「伊勢市福祉健康センター条例」、16ページの第16条「伊勢市ハートプラザみその条例」、第17条「伊勢市老人福祉センター条例」、17ページの第18条「伊勢市休日・夜間応急診療所条例」、第19条「伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」、第20条「伊勢市廃棄物投棄場条例」、18ページの第21条「伊勢市小俣納骨堂条例」、20ページの第27条「伊勢市農村環境改善センター条例の別表2の改正部分」、27ページの第45条「伊勢市病院事業の設置等に関する条例」及び第46条「伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例」、以上24件の一部改正についてであります。

御発言ございませんか。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

この消費税の増税に伴う改正ですけれども、これあの国の施策とはいえ、市民生活への影響を十分に配慮することなく、右から左へ流すだけでいいのかという、先ほどの本会議での黒木議員の指摘はまさにそのとおりなので、私も指摘をしていきたいと思うんですけれども、そこで百歩譲って、そこはやむを得ないという面もあるということは言えると思うんですけれども、またそのときにですね、どうも合点がいかない項目が幾つかございます。

例えば、伊勢市生涯学習センターですから、8条関係なんですけれども、ここの別表にですね、音響反射板だとか能舞台、こういったあるいは金屏風、ある意味今回の消費税増税にはかわらないような部分、あるいは、観光文化会館、これ12条ですけれども、ピアノの使用料、それから、やはりここでも、所作台、指揮者台などなども、含まれておるわけですけれども、そういった点について、つまり今回の消費税増税に関して、ほとんどかわらないような内容についてもあわせて値上げがされているわけで、その点についてはどのように考えているのかということなんですけれども、それをお伺いしたいと思います。

◎中山裕司委員長

それじゃあ、生涯学習センターの、はい。

●中川生涯学習・スポーツ課長

この部分につきましては、生涯学習センターいせトピアの関係でございますけども、御指摘のところにつきましては、我々としてはこの部分については使用料、利用料ということで転嫁させていただいたと考えております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

次、観光文化会館。

はい、振興課長。

●田辺文化振興課長

観光文化会館につきましても、備品の使用料ということで今回改正をお願いした部分でございます。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

楠木委員、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

はい、福井委員。

○福井輝夫委員

まず、46条のここにある後ろのほうの表で見やすいと思いますので、95ページにいきますとグループホームの利用料なんですが、参考の表のほうがわかりやすいと思いますんでね、家賃4万2,000円、それが、これは変わってないということですね。これほか、食材料費、光熱費、教養娯楽費は5%から8%、これが変わってないのは、使用料云々ではないという意味なんでしょうかね。

まあ、参考に水道加入金なんかの場合は、13ミリ、4万2,000が4万3,200円にまあ変わるとということもあるんですが、この辺の考え方についてちょっと確認させてください。

◎中山裕司委員長

はい、福祉健康部長。

●山本健康福祉部長

認知症対応型の共同生活介護事業につきましては、介護保険法の施行に伴います消費税の取り扱いについてという文書が、厚生労働省のほうから出されております。

その中に、家賃等につきましてはですね、非課税というふうなことで、通知がございまして、その他のものにつきましてはですね、今回の消費税値上げに伴いまして上げられるものということで、私どもとしましてはですね、利用者の皆様に御負担をいただくというふうな考え方をしておるところでございますので、家賃につきましては非課税でございま

す。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

◎中山裕司委員長

はい、どうぞ。

○福井輝夫委員

そうしましたら、全般的なこともあるんですが、5%から8%にした場合、端数が出ます。

例えば7円とか8円とか、そういう部分は10円未満で、見てると全部切り捨てておるんですが、その切り捨てた分についての考え方なんですが、そういう部分について例えば国に納めたりする部分は、その分の差額の分はどういうふうにしてるのか、ちょっと教えてほしいんですけども。

それは、もう市がその差額分の負担するんですか、それともその分は負担しなくていいのか、利用者からいただく分は5%から8%上げると差額の分が、例えば7円と437円となった場合の430円に今回してるわけですけども、そういう場合の差額分ですね。

それは、納めなくてもいいものなのですか。それとも差額分は市がかわりに納めるんですか。

◎中山裕司委員長

はい、行政経営課長。

●大西行政経営課長

一つは消費税の今回の取り扱いの統一的な考え方ということでございます。

10円単位ということでさせていただきました。

特に一般会計につきましては、先ほど会議場でも御答弁がございましたように、歳出の分と歳入分を同額とみなすということで、消費税等の納付の義務がないというところでございまして、10円単位ということで整理をさせていただいたところでございます。

◎中山裕司委員長

よろしいか、もう、まだ。

まだ、発言あります。

（「ちょっとまってください」と呼ぶ者あり）

はい、福井委員。

○福井輝夫委員

それと、もう1点だけ……。はい、すいません、もう1点だけ。

これはいろんな使用料の部分でも、400円未満は全然上げてないんですけども、例えば58ページ、13条関係等を見た場合ですね、使用料300円は300円のまま、400円は410円ということで400円未満のものは上げておりません。

その辺についての考え方をちょっと教えてください。

◎中山裕司委員長

はい、課長。

●大西行政経営課長

今回の考え方でございますが、副市長のほうからも御説明させていただきましたが、現行料が5%の消費税ということで、1.05、105分の100をかけまして、それから、円未満を切り上げまして、それからまた、108ですね、1.08をかけさせていただきました単価に10円未満を切り捨てたという計算をさせていただいたところでございます。

そういうところで。

◎中山裕司委員長

はい、ほかに御発言は……。

はい、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すいません、第8条の伊勢市生涯学習センター条例の一部改正につきまして、若干お尋ねさせていただきたいんですけど、42ページ、43ページに改正前、改正後の対照表がありますので、そちらをごらんをいただきたいと思います。

二見生涯学習センターの使用料なんですが、1番の施設使用料につきましては、備考4で消費税の規定がございます。

それから、2番の施設器具使用料につきましては、備考3にですね、消費税の規定がございます、この料金に1.05を加えた部分が使用料ということで読み取れるわけですね。外税ということで理解させていただきました。

で、改正後は、これ内税になってますので計算方法が違うんやないかということで、法令担当の方にお尋ねをさせていただきましたら、いやこれ違うんやと、この金額の中には、既にもう消費税が含まれておって、こちらに記載してある、備考に記載してある消費税の規定は間違いですんやわというお話をいただきましたんですが、それはそれで、そういう理解でよろしいんでしょうか。

◎中山裕司委員長

誰、はい、課長。

●中川生涯学習・スポーツ課長

そのとおりでございます。

◎中山裕司委員長

はい、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

そうであればですね、普通考えられないような状況なんですよ。

行政というものは、この法令そのものをよりどころにしまして事務をして、それを市民なり、利用者さんに御負担をいただいておりますというような状況やと思うんです。であの、今回、市民、利用者には不利とはならないんですけど、単なる規定の未整備ではすまないような気がするんです。条例に反しての事務執行というような形になってこようかと思えますので、その辺はどう考えたらいいんですかね。

◎中山裕司委員長

教育部長。

●玉置教育部長

失礼しました、大変申し訳ございません。この部分につきまして、申しわけございません。

少しお時間を頂戴したいと思います。よろしいでしょうか。

◎中山裕司委員長

よろしいな。

○鈴木豊司委員

すいません、それとですね、後でも結構ですが内税と言われる根拠があればお示しもいただきたいと思えますし、この二見生涯学習センターのいつ建設をされておるんでしょうか。

◎中山裕司委員長

はい、課長。

●中川生涯学習・スポーツ課長

申し訳ございません、今ちょっと手持ちございませんので、後ほど。

◎中山裕司委員長

はい。

○鈴木豊司委員

建設の当時から、消費税が導入されておれば、例えば3%の時代やったかもわからんですけど、されておれば、その時の状況もですね、ちょっと調べていただきたいので、といいますのは、500円とか700円とか1,000円ときれいな数字で並んでますので、おそらく3%の時代も外税で対応をしてきたのかなというふうに推測がされるんですが、ですもんで、その辺も一度見ていただきたいというふうに思います。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう1点ですね、会派の中で、そういう議論をしとつたときに、7年前の御木曳きのときにですね。ある奉曳団の方がこちらのホールのほうをお借りしまして、当時、使用料を払わさせてもらったと。千何がしか、払ったらしいです。

で、二、三年前にあの時の使用料に誤りがあったんやということで、消費税だけなんか返還があったようなことを聞かさせてもらったんですが、そのときに、この規定のミスというのがわかればですね、当然その時点で条例改正をすべきやったんやないかなというふうに思ひますので、その点も含めてですね、一度検証していただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

◎中山裕司委員長

あの、あなただけの、その今の当局側の資料、あなただけでよろしいか、全部、委員の皆様方にもあれしますか、どうします。

鈴木委員だけでよろしいか。

今の指摘の事項で当局側がちょっと時間をいただきたいということでございますので、追つてその今の話やけども、これ文書でもつて、その今の指摘事項については、後日、どうします。

鈴木委員だけでよろしいか、皆さん、要りますか。じゃあ委員の全員にということで配付をしてください。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい。御発言もないようですので、以上で「議案第2号」中、教育民生委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、ないようでございますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします、「議案第2号 伊勢市立公民館条例等の一部改正」のうち、教育民生委員会関係分について、原案どおり可決することに賛成の方の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

◎中山裕司委員長

はい、ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、「議案第2号」は原案どおり可決すべしと決定いたしました。

以上で付託案件の審査はすべて終わりました。

委員長報告文の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい。御異議なしと認めます。

そのように決定をいたします。これをもちまして教育民生委員会を閉会させていただきます。どうも、ありがとうございました。

閉会 午前11時09分

上記署名する。

平成 年 月 日

委員長

委員

委員